

## 神戸女子短期大学学位規程

（目的）

**第1条** この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第26条の規定に基づき、神戸女子短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

（付記する専攻分野）

**第2条** 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

総合生活学、食物栄養学、幼児教育学

（学位授与の要件）

**第3条** 短期大学士の学位は、学則第26条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

（学位の授与）

**第4条** 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

（学位の名称）

**第5条** 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「神戸女子短期大学」と付記するものとする。

（学位授与の取消）

**第6条** 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、部科長会及び教授会の意見を聴き当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

（規程の改廃）

**第7条** この規程の改廃は、部科長会の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

**附 則**

この学則は、平成18年1月12日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に初等教育学科に在学する学生については、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成27年4月1日から施行する。